

第三十九回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録第十二号

昭和三十六年十月二十六日（木曜日）

午前十時四十分開議

専 門 員 越田 清七君

出席委員

委員長 有田 喜一君
理事 岡本 茂君 理事 神田 博君
理事 始岡 伊平君 理事 周東 英雄君
理事 中川 俊思君 理事 岡田 利春君
理事 多賀谷 眞稔君 理事 松井 政吉君
安藤 覺君 木村 守江君
倉成 正君 藏内 修治君
齋谷 直藏君 白濱 仁吉君
館林 三喜男君 中村 幸八君
古川 丈吉君 南 好雄君
井手 以誠君 勝間田 清一君
滝井 義高君 中村 重光君
渡辺 惣藏君 伊藤 卯四郎君

出席國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
通商産業大臣 佐藤 榮作君
労働 大臣 福永 健司君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君
通商産業政務次官 森 清君
通商産業事務官 (大臣官房長) 塚本 敏夫君
通商産業事務官 (石炭局長) 今井 博君

通商産業事務官 八谷 芳裕君
通商産業事務官 (公益事業局長) 樋詰 誠明君
労働事務官 (職業安定局長) 堀 秀夫君
委員外の出席者 通商産業事務官 (鉱山局長) 川出 千速君

十月二十六日

委員 藤原雄次君、濱田正信君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として古川丈吉君、安藤覺君及び勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員 安藤覺君、古川丈吉君及び勝間田清一君辞任につき、その補欠として濱田正信君、藤原雄次君及び田中武夫君が議長の指名で委員に選任された。

十月二十五日

石炭政策の樹立に関する諮願(齋藤三君紹介)(第一〇二二号)
同(石村英雄君紹介)(第一〇七〇号)
同外七十二件(井手以誠君紹介)(第一〇七一号)

同(緒方孝男君紹介)(第一〇七二号)
同外一件(岡田春夫君紹介)(第一〇七三号)
同外二十四件(島本虎三君紹介)(第一〇七四号)

同(植兼次郎君紹介)(第一〇七五号)
同外四件(橋崎弥之助君紹介)(第一〇七六号)
同(二宮武夫君紹介)(第一〇七七号)
同(細迫兼光君紹介)(第一〇七八号)
同(松井誠君紹介)(第一〇七九号)
同(森本靖君紹介)(第一〇八〇号)
同(柳田秀一君紹介)(第一〇八一号)
同(池田清志君紹介)(第一〇八二号)

同外二件(岡田利春君紹介)(第一〇七七号)
同(勝澤芳雄君紹介)(第一〇七八号)
同(勝間田清一君紹介)(第一〇七九号)

同(田中武夫君紹介)(第一〇八〇号)
同(山口鶴男君紹介)(第一〇八一号)
同(早稲田柳石三門君紹介)(第一〇八二号)
同(宇野宗佑君紹介)(第一〇八二二号)

同日の會議に付した案件
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
産炭地域振興臨時措置法(内閣提出第三〇号)

○有田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興臨時措置法の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。勝間田清一君。

○勝間田委員 私は社会党を代表して、労働問題を中心とする石炭政策について、池田総理大臣に対して御質問をいたしたいと考えるわけであります。このことは、同時に、今石炭労働者が四千名も国会に陳情に来られておりますが、この陳情の声を代表するものでもあります。従って総理大臣には、誠意を持った御答弁をいただきたい

いと考えるわけであります。御案内の通り、今石炭労働者は深刻な窮乏に立たされております。すでに過去二カ年間に六万人からの労働者が首を切られました。またこれからも、政府の計画によれば、六万人からの首が切られようといましておられます。また、現に働いておられる諸君から申しますならば、毎日のように賃金引き下げの資本家側からの攻勢にあつておられるのであります。しかも最近の鉱害は非常に多くなつて、一日に三人も死んだり、百数十名が鉱害の被害を受けてけがをしておられるという状況であります。まことに、石炭労働者の今日の窮乏は目に余るものがあると同時に、一日もこれに対する対策をゆるがせにすることのできない実情にあると思つておられます。要は雇用と生活の不安におのいておられるというのが、今日の石炭労働者の実態であります。この窮乏した、しかも基本的な問題につながらる労働政策の問題を考えてみたときに、二つに大別して対策を立てる必要がある。すなわち、一つは、いわゆる離職者対策といわれるものであります。現に首を切られておられる諸君、あるいは、やむを得ず将来離職されるかもしれない諸君、いわば離職者に対する対策というものがあつておるのであります。もう一つは、現に働いておられる労働者、この労働者の今後における雇用と生活の安定を期していくためには、いかなる政策を行なわねばならないか、この問題であろうと思つておられます。

ます。これを峻別して考えて参りませうと、労働政策を誤るのではないかと、この見解に立ちまして、私は総理大臣に、まず離職者に対する対策をどう考へていらっしゃるか、この点について具体的に方針を明らかにしていただきたいのであります。

第一に、問題を端的に申します。すなわち、ただいま申しましたように、六万人の労働者がすでに首を切られておられますが、今日までの政府の対策にもかかわらず、再就職、再就業の状況はきわめて悪いのであります。その特徴とするところを見ますならば、まず、中・高年、この年齢層の諸君、これは同時に家族構成が多いのであります。したが、これらの諸君の再就職のきわめて困難であるということ、これが一つの特徴であると思つておられます。同時に、再就職が行なわれましても、就職先が主として中小企業に限られておられます。そういうことも相待ちまして、労働賃金を初めとして、労働条件がきわめて悪いというのが今日の特徴であります。いわば、就職が困難で、就職しても労働条件が悪いというのが、今日の特徵であります。従つて、ここで当然必要になつて参りますのが、再雇用を積極的に奨励する、同時に、労働者の生活破綻を来たさせないために、前職の賃金を補償するといふ国家措置が必要になつてくるのではないかと、従つてこの際、この再雇用奨励と前職賃金の補償の国家措置を政府はとる考へがあるかどうか、この点

をめぐらして、御答弁をいただきたいと思つておられます。

をめぐらして、御答弁をいただきたいと思つておられます。

をまず総理大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○池田国務大臣 炭鉱離職者につきましては、昭和三十四年以來いろいろ施策を講じてきたのでありますが、まだ十分でなかつたことを私は感じておるのであります。今お話しのような点にまで今後対策を進めていくかどうか、すなわち離職者の職業補導、あるいは就職のための転地につきましての住宅問題等を強化して参つておりますが、まだ十分ではございません。従いまして、今お話しのように、前職賃金を補償するかどうかという問題、これは言うはやすく、なかなか実際問題としてそこまでいくのはむずかしいのではないかと思ひます。それ以前に、できるだけ有利と申しますか、あまり低くならないような就職のあっせんというものが先で、そうして、賃金の前職補償ということの結論にいく前に、私はもっと努めるべき方法があるのではないかと思ひます。また中高年の問題につきましても、職業補導を受けましてもまだ就職先に困るといふ過渡的の問題等に対処する一連の処置は、関係各省で相談しているわけでございます。今お話しするように、前職賃金を補償しろ、その結論を出せということは、そこに至るまでにもっと打つべき施策を考えた上でないと結論は出ないと思ひます。

げられ、労働条件を悪化させられておる、こういう問題でありますから、この問題については私はもう一べん再考を促したい。労働大臣はこれについてどう考へておられますか。

なるようにというよう願慮からいたしまして、適切な雇用奨励の措置のようなものを考へてみてはどうかというような構想もあるわけでありませう。これは必ずしも最終的な結論ではありません。せんけれども、表現は勝間田さんの言われるのとはやや違ふのであります。けれども、再就職するに付いて、従来は給料との差額等が生ずるのをなすたけ防ごうという趣旨からいたしまして、これも一つの考へではないかというように考へるわけでございませう。いずれにいたしましても、従来とつていふような新措置もこの際考へすべきである、こういう考へ方に、われわれ関係閣僚において鋭意検討中というのが現状でございます。

つきましては、十分私も承知いたしております。従いまして、今の賃金格差補償制度を設けるといふ、その結論的なものを出す前に、もっとやはり努めるべきものがあるのではないか。初めの賃金の格差補償ということよりも、今の二番目の御質問の方がやはりもっと切実な問題だと私は考へておるのであります。従いまして、今原則として六カ月間の失業手当の問題をどうするか、延長する必要ありや、また、延長しない場合におきましてどのような方法で再就職まで、あるいは生活保護へいかないいろいろな手を尽くす点はなにかというふうなことを、今検討いたしておるのでございます。何といたしまして、事態に沿うように、結論におきましてむずかしいだらうけれども、いろいろ努力して、早く実のある対策を講じようと、今検討いたしておるのであります。

従来は訓練期間をさらに伸ばしまして、その間訓練手当を支給する等の方法をただいま考へておる次第であります。

○勝間田委員 今の総理大臣の見解は、私は非常に落胆をいたすのであります。今までの、職業補導なり住宅政策を強化していくというものは大切でありますけれども、それでもなおかつ中高年層の諸君の再就職ができません、また、就職しても非常に賃金を下

らる、この問題については、ただいま総理大臣からお答えを申し上げた通りであります。御指摘のような事情はかるために、諸般の措置を講ずる、たとえば広域職業紹介活動をさらに活発にする、あるいは転職訓練の徹底を期する、緊急就労事業にこれを吸収する、いろいろの方策を講じており、そのうちこの深刻な事態に処して、なおこれを強化する等の措置は当然と考へておりますが、後段お触れになりました前職賃金の補償という点につきましては、私がここであらためて申すまでもなく、たとえば西独の実例のように、割合に炭鉱に働いておる人たちの給料等が均一化されているというよう

な事情と、わが国の場合とは、著しく事情も異なっております。非常に格差等も多いわけでありませう。その他いろいろの事情もございまして、直ちに西独のような方式にということは、なかなかわが国としては問題があるところでありませう。しかし何らかこれを類似した、あるいは将来のために考へての措置というところで、私ども関係閣僚間において鋭意ただいま検討中なのでございませう。これは場合によりましては新立法等も必要といたしますので、まだ内容そのものを具体的に明らかに申し上げるわけには参らないのであります。考へ方の一つといたしましては、新しく雇ってくれる人が喜んで大いに雇ってくれるようなことに

なす、少し労働大臣よりも後退しているように見受けられるので、この制度を入れかえ、想を新たにしまして、この制度をぜひ実現するように一つお願いしたいと思ひます。

○勝間田委員 住宅政策については、政府も何らかの処置をとつたかに実は承わるのでありますけれども、これも今日の状態から申しますれば、大幅にやはり増額する必要がある、単に繰り上げて仕事をするといふだけでなく、繰り上げた後における財政補てんを行なつて、この際に住宅政策を確立する必要があると思ひますが、総理大臣のお考へを一つ承わりたい。

○池田国務大臣 その通りでございます。まだ十分ではございませんが、徐々にそういう方向で処置していきたくと思つております。

○勝間田委員 以上の政策は当面の緊急の政策でありますけれども、これを

○池田国務大臣 炭鉱離職者の窮状に

○福永国務大臣 失業保険期間の延長につきましても、善処していきたい、現に一部これを行なつておるのであります。さらに一そうこの点についての拡張もただいま検討をいたしております。

○池田国務大臣 そういふ方向で検討しております。

○勝間田委員 住宅政策については、政府も何らかの処置をとつたかに実は承わるのでありますけれども、これも今日の状態から申しますれば、大幅にやはり増額する必要がある、単に繰り上げて仕事をするといふだけでなく、繰り上げた後における財政補てんを行なつて、この際に住宅政策を確立する必要があると思ひますが、総理大臣のお考へを一つ承わりたい。

○池田国務大臣 その通りでございます。まだ十分ではございませんが、徐々にそういう方向で処置していきたくと思つております。

○勝間田委員 以上の政策は当面の緊急の政策でありますけれども、これを

○池田国務大臣 炭鉱離職者の窮状に

○福永国務大臣 失業保険期間の延長につきましても、善処していきたい、現に一部これを行なつておるのであります。さらに一そうこの点についての拡張もただいま検討をいたしております。

○池田国務大臣 炭鉱離職者につきましては、昭和三十四年以來いろいろ施策を講じてきたのでありますが、まだ十分でなかつたことを私は感じておるのであります。今お話しのような点にまで今後対策を進めていくかどうか、すなわち離職者の職業補導、あるいは就職のための転地につきましての住宅問題等を強化して参つておりますが、まだ十分ではございません。従いまして、今お話しのように、前職賃金を補償するかどうかという問題、これは言うはやすく、なかなか実際問題としてそこまでいくのはむずかしいのではないかと思ひます。それ以前に、できるだけ有利と申しますか、あまり低くならないような就職のあっせんというものが先で、そうして、賃金の前職補償ということの結論にいく前に、私はもっと努めるべき方法があるのではないかと思ひます。また中高年の問題につきましても、職業補導を受けましてもまだ就職先に困るといふ過渡的の問題等に対処する一連の処置は、関係各省で相談しているわけでござい

ます。今お話しするように、前職賃金を補償しろ、その結論を出せということは、そこに至るまでにもっと打つべき施策を考えた上でないと結論は出ないと思ひます。

○勝間田委員 今の総理大臣の見解は、私は非常に落胆をいたすのであります。今までの、職業補導なり住宅政策を強化していくというものは大切でありますけれども、それでもなおかつ中高年層の諸君の再就職ができません、また、就職しても非常に賃金を下

らる、この問題については、ただいま総理大臣からお答えを申し上げた通りであります。御指摘のような事情はかるために、諸般の措置を講ずる、たとえば広域職業紹介活動をさらに活発にする、あるいは転職訓練の徹底を期する、緊急就労事業にこれを吸収する、いろいろの方策を講じており、そのうちこの深刻な事態に処して、なおこれを強化する等の措置は当然と考へておりますが、後段お触れになりました前職賃金の補償という点につきましては、私がここであらためて申すまでもなく、たとえば西独の実例のように、割合に炭鉱に働いておる人たちの給料等が均一化されているというよう

な事情と、わが国の場合とは、著しく事情も異なっております。非常に格差等も多いわけでありませう。その他いろいろの事情もございまして、直ちに西独のような方式にということは、なかなかわが国としては問題があるところでありませう。しかし何らかこれを類似した、あるいは将来のために考へての措置というところで、私ども関係閣僚間において鋭意ただいま検討中なのでございませう。これは場合によりましては新立法等も必要といたしますので、まだ内容そのものを具体的に明らかに申し上げるわけには参らないのであります。考へ方の一つといたしましては、新しく雇ってくれる人が喜んで大いに雇ってくれるようなことに

なす、少し労働大臣よりも後退しているように見受けられるので、この制度を入れかえ、想を新たにしまして、この制度をぜひ実現するように一つお願いしたいと思ひます。

○勝間田委員 住宅政策については、政府も何らかの処置をとつたかに実は承わるのでありますけれども、これも今日の状態から申しますれば、大幅にやはり増額する必要がある、単に繰り上げて仕事をするといふだけでなく、繰り上げた後における財政補てんを行なつて、この際に住宅政策を確立する必要があると思ひますが、総理大臣のお考へを一つ承わりたい。

○池田国務大臣 その通りでございます。まだ十分ではございませんが、徐々にそういう方向で処置していきたくと思つております。

○勝間田委員 以上の政策は当面の緊急の政策でありますけれども、これを

○池田国務大臣 炭鉱離職者の窮状に

○福永国務大臣 失業保険期間の延長につきましても、善処していきたい、現に一部これを行なつておるのであります。さらに一そうこの点についての拡張もただいま検討をいたしております。

○池田国務大臣 そういふ方向で検討しております。

○勝間田委員 住宅政策については、政府も何らかの処置をとつたかに実は承わるのでありますけれども、これも今日の状態から申しますれば、大幅にやはり増額する必要がある、単に繰り上げて仕事をするといふだけでなく、繰り上げた後における財政補てんを行なつて、この際に住宅政策を確立する必要があると思ひますが、総理大臣のお考へを一つ承わりたい。

○池田国務大臣 その通りでございます。まだ十分ではございませんが、徐々にそういう方向で処置していきたくと思つております。

○勝間田委員 以上の政策は当面の緊急の政策でありますけれども、これを

○池田国務大臣 炭鉱離職者の窮状に

○福永国務大臣 失業保険期間の延長につきましても、善処していきたい、現に一部これを行なつておるのであります。さらに一そうこの点についての拡張もただいま検討をいたしております。

○池田国務大臣 そういふ方向で検討しております。

○勝間田委員 住宅政策については、政府も何らかの処置をとつたかに実は承わるのでありますけれども、これも今日の状態から申しますれば、大幅にやはり増額する必要がある、単に繰り上げて仕事をするといふだけでなく、繰り上げた後における財政補てんを行なつて、この際に住宅政策を確立する必要があると思ひますが、総理大臣のお考へを一つ承わりたい。

○池田国務大臣 その通りでございます。まだ十分ではございませんが、徐々にそういう方向で処置していきたくと思つております。

○勝間田委員 以上の政策は当面の緊急の政策でありますけれども、これを

○池田国務大臣 炭鉱離職者の窮状に

○福永国務大臣 失業保険期間の延長につきましても、善処していきたい、現に一部これを行なつておるのであります。さらに一そうこの点についての拡張もただいま検討をいたしております。

○池田国務大臣 そういふ方向で検討しております。

○勝間田委員 住宅政策については、政府も何らかの処置をとつたかに実は承わるのでありますけれども、これも今日の状態から申しますれば、大幅にやはり増額する必要がある、単に繰り上げて仕事をするといふだけでなく、繰り上げた後における財政補てんを行なつて、この際に住宅政策を確立する必要があると思ひますが、総理大臣のお考へを一つ承わりたい。

○池田国務大臣 その通りでございます。まだ十分ではございませんが、徐々にそういう方向で処置していきたくと思つております。

○勝間田委員 以上の政策は当面の緊急の政策でありますけれども、これを

○池田国務大臣 炭鉱離職者の窮状に

○福永国務大臣 失業保険期間の延長につきましても、善処していきたい、現に一部これを行なつておるのであります。さらに一そうこの点についての拡張もただいま検討をいたしております。

○池田国務大臣 そういふ方向で検討しております。

行なう上において当然問題になつてく
る問題が二つあると思う。すなわち、
一つは財源をどう確保するかという問
題です。これを一般会計に求めるとい
う方式もありませぬけれども、事の性質
と、また、ドイツあたりで実行してお
る状況というものを判断いたしましたし
て、私はこの際、石油の輸入税を、御
存じの通り、現在六%しか取っており
ませんが、従来の一〇%に還元して、
その財源をもつて充てるという方法を
柱にして、やはり財政措置を講ずる必
要があると思う。これに対する総理大
臣の明快な御回答をいただきたい。

○池田國務大臣 その点は、私も二年
前に考えた問題でございます。ある程
度は上げますが、何と申しまして、
日本の経済、産業のもとであるエネル
ギーの原価を高くするということは、
一方において支障があるものでありま
す。従いまして、一つの考え方——ド
イツは御承知の通り、二割五分程度ま
でいっておると思ひます。これもなか
なか問題がありまして、下院では三割
をやっておりまして、上院の方で否決
になり、再度やつて、二割か三割五分
になった。これは一つの方法だと思ひ
ます。ただ、安易な気持では産業全体
によくはない。また、石炭の離職者のた
めの税金引き上げというふうなことは、
これは一般会計から出すのが当然
のことでございますから、私は、財源
不足で対策が十分でないということな
らば、必要なものはあがらうだけの財
源措置をすべきだ、ただ重油を上げる
ことによつてできた金というふうな局
部的に考える問題じゃないと思ひま
す。しかし一つの方法であることは十
分承知いたしております。今、この点

につきましては検討いたしておるわけ
であります。

○勝間田委員 もう一步というところ
でありますけれども、これは今後の一
つの議論でもあらうと思ひますから、
必ずしもきょう結論が得られるものと
も実は考えませんが、今、一つの方法
であるということをお断言にもなつた
し、またわれわれとしても今後この方
式はあくまでも総理に要求いたして参
りたいと考えておりますので、総理も
真剣にこの問題の実現に努力を願いた
い。

もう一つの問題は、補正予算の問題
であります。もし以上の諸政策が必要
でありますならば、この政策を来年
の四月まで待つということは、理論的
にも実際的にもまずいことだと思ひ
ております。たとえば、もしわれわれ
の要求の通りに、また労働大臣の示唆
された通りに、何らかの雇用の奨励な
り、前職補償に近い形のもの考へる
とするならば、来年の四月まで待つて
おるといふやり方だと、かえつて雇用
をおくらししてしまうおそれもある、
それまで待たしてしまふというおそれ
もある。そういう点などを考へてみる
と、緊急性から見ても、また理論的に
見ても、また現実の要求から考へてみ
ましても、私はこの際、この問題に対
して補正予算なりあるいは他の方法な
り、財政措置を至急講ずる必要があ
ると思ひます。この点に対する総理大臣の
見解を承りたい。

今考へております措置につきまして結
論が出ましたら、財政的裏づけをする
ことは当然のことでありまして、緊急対
策要綱がきまりまして、そして、予備
費でまかなう、あるいは、まかなえな
い場合には、財政措置を講ずることは
当然でございます。

○勝間田委員 次に、現に働いておる
石炭労働者の雇用と生活の安定の政策
について、一つお尋ねいたしたいので
あります。

これは先ほど申し上げた通りに、現
在の離職者に対する政策をとるとい
うことは、そのまま過ぎすならば、い
わば藪場への道を舗装するようなもの
でありまして、かえつて解雇を奨励す
る結果にならぬとも限らぬのでありま
す。むしろ今日の問題は、現に働いて
おる労働者の雇用と生活の安定をどう
するかということに問題の中心があ
ると思ひます。また、もつと
端的に言えば、現在の合理化政策を考
へるについて、首切りと賃金の引き下
げだけになつておるこの政策をやめて
もらいたいというものが、これが政策転
換闘争の精神でもあり、われわれの考
へておる最も妥当な当然の結論だと私
は思ひます。またこのこと
は、現在の石炭山を見ますと、一面に
おいては賃下げが行なわれ、一面にお
いては首切りが行なわれておるが、他
面において青年や技術者の諸君は山を
おりてしまふ。もうこんな安い賃金の
ところで働きたくない、斜陽産業なん
ていう見込みのないところで若い青春
を過ごしたくないのだ、こういう現象
が人だけが残るといふのが、今日の
——極端な言い方でありませぬけれど

も、決して当たらない議論ではないと
私は思ひます。こういう事態
を救う一番基本的な柱となるものは何
か、私は最低賃金の保障制度を石炭勞
働者に確立することだと思ひるのであり
ます。政府は、ようやくにして中央最
低賃金審議会に対してこれがための検
討を依頼されて、そのために小委員会
も設けられておると聞いておるのであ
りますけれども、この際、政府として
明らかにしてほしいと思ひますのは、石炭
労働者の最低賃金保障制度は絶対に必
要である、しかもこれは早期に結論を
出す必要があるという政府の態度を、
この際表明する意思はないか。この表
明を強くお願いをいたしたのであり
ます。労働大臣の見解をお尋ねいたし
ます。

○福永國務大臣 石炭産業における最
低賃金につきましては、各方面からの
要望等もありまして、すでに、ただい
まお話のごとく、中央最低賃金審議会
へ私の方からも検討をお願いしたので
あります。昨日すでにその会議が持た
れ、その結果、労、使、公益三者構成
によるところの小委員会も設けられ、
少なくともそれまでの経過は割合に順
調に参つたと、私は見ておるのであり
ます。この小委員会におきまして鋭意
検討をいたして、早く結論の出るこ
とは望ましいことでございますが、

今、勝間田さんの言われるように、政
府がこれに対して御指摘のような点を
強調するようなことを申すのがよろし
いかどうかということは、これはやや
慎重を期する必要があるのではないか
と私は思ひますが、それをするまでも
なく、今までの経過を見ますと、そう
いう考えで進んでいくように私

は思ひます。従つて、この言
いはなかなかむずかしいと思ひので
ありますけれども、必要性という点に
つきましては、私は必要性のみなら
ず、実効を上げる実効性の点も一緒
にして、この小委員会が検討してくれ
るものと期待をいたしておる次第でござ
います。せつかく一生懸命やつてくれ
ておりますので、このスタートにあ
たつて、とやかく政府が注文をつけた
り、何か初めからけちをつけるような
ことはいかがかと思ひます。しばし、
その成果を期待しつつ、見守りたいと
いうふうに考へます。

○勝間田委員 福永労働大臣は慎重な
態度で答弁をされましたけれども、こ
れは何も審議会に向かつて言うわけで
はないのです。われわれ国会に対して
一体どう考へておるかということをお
言われるわけでありませぬから、必要であ
ります。早期に実現する必要があると
考へております。これは政治方針とし
て私はここに御表明願ひたいと思ひ
てあります。総理大臣一つ、福永労働
大臣だとなかなか言い切れないところ
もあるようでありませぬけれども、国会
に対して、必要だと思ひ、同時にこれ
は早期にできなければならぬものと思
ひ、政府はそういう考へであるとい
うことを、国会に対して御回答願ひた
い。

○池田國務大臣 これは、先般私のと
ころに陳情がありまして、ごもつとも
なお話で私直ちに快諾したような状況
であります。諸君の以上は、必要で
あり、そして早急に結論が望ましいこ
とは当然のことでありませぬ。

○勝間田委員 次に、時間の関係もあ
りますから、簡明に重要問題について

お尋ねをいたします。
過般総理大臣は、労働者の代表と会見をせられまして、自分はいいと思つて二年來やつて参つたけれども、石炭政策が今日の状況に立ち至つたことについては責任を感じている、想を新たにして思い切つた政策をとつてみたい、こういうお話がございました。また私、河上委員長との会談に列席させて頂いたんですが、さいの川原に石を積むような石炭政策はやりたくない、この際根本的に一つ考えてみたい、こういう熱意ある表明がなされたわけでありまして。私はこの言葉を、一時の言葉としてではなくて、率直に、誠意ある回答として受け取りたいのであります。しかし今日の労働者が望んでいることは、首切りや賃下げだけがあたかも合理化であるかのごとく、経営者や政府の態度はそうとしか受け取れない面が見える、これを根本的に改めてもらいたい。私は石炭政策に対する政策の転換を要求するというのがこのことだと思ふ。ここがポイントだと思ふ。離職者対策だけではない。そこに首切りだ、賃下げだ、これが合理化だという、この風潮がこの政策のやり方を変えてもらいたい、ここが根本だと私は思ふのであります。従つて池田総理に私は望みたいことだし、通産大臣にも望みたいことでありまして、けれども、離職者対策をしっかりとやるのと同時に、この日々に賃下げをされたり、首を切られたりしている今日の不安を根本的に改める、そうして一生安心して働いていける石炭政策というものをこの際立てて、積極的に雇用と生活の安定をさせるのだ、完全雇用させるのだという熱意と方針というものが

この際必要じゃないか、こうしなせば詰まつた考え方からいたしませんならば、私がまず指摘しなければならぬと思ふのは、現在の経営者の態度でありまして。よく労働者の要求をアベック闘争というように新聞に出ておられます。私は、これは根本的に間違いだと思ふ。もとより共通した問題があり、池田総理がつかつて、石炭労働者も資本家も石炭を守つていきたいということでも考えてきたというところは、不幸中の幸いだと言われたことがある。共通した問題は異なるに違いないけれども、しかし今日の石炭経営者がとつておる態度というものは、あたかも首切りと賃下げが常道であるかのごとくふるまつている。もとよりわれわれは炭層の関係が悪くて、どうしても閉山しなければならぬ、あるいは、自然の資源を今日利用しておるのであるから、これがおしまいになつたならばやめなければならぬという問題もあるだろうと私は思ふ。しかし、賃下げと首切りが合理化だという考え方に基づいた今日の風潮は、私は絶対に払拭しなければならぬものだと思ふ。特に最近、大手の筋でさえ、この際、これに乗じてやめていく傾向がある。それならば、今日まで経営者はほんとうに、努めたかというならば、端的に言えば、日本の財閥資本は石炭資本から成長してきたことは明らかである。投資の形態から見ても、本格的に縦坑を掘つていこう、深部の開発をやつていこう、あるいは自らの保有しておる遊休鉱区をこれから積極的に開発していこう、あるいは多角的な経営をやる、石炭需要を増大させるために努力しよう、こういう態度を今日まで経営者が常にとつてきた

かといへば、そうではないのだ。早く言えば、掘つてもうける。しかもそれは流通機構につながつて、掘ることと流通と両方でもうける、もうけ主義だ。そして困つたときには保護政策、国民の貴重な税金の保護を受ける。そして労働者には首切り、賃下げをやる。私は、端的に言うならば、今日の経営者に猛反省を促したい。もつと日本の石炭業者は、世界の石炭業者の水準まで、みずからの自信を持ち、責任を感じ、最も重要なことは、国民に税金をかけておるのだから、これらの諸君に対して責任を果たすという態度をとつてもらわなければ、保護政策はとれないんじゃないか。労働者の雇用をまず安定させなければならぬということだが、自分たちの責任だということがなければ、われわれの協力を得ることができないのではないか。こうした見解を現在の経営者が持つということにおいて、私は絶対条件だと思ふ。その意味において、私は今日この際、経営者の責任を明確にして、政府は直接関係することではないと言われれば、行政指導と行政措置として、あるいは行政指導としてその見解を持つてもらいたい。この際首切り、賃下げを合理化に乗じてやろうとする経営者に対して、池田総理大臣はどうお考えになつておられるか。

○池田総務大臣 労働とも、やはりその産業を守り、発展することに努力することは、当然のことです。いろいろの事情がありまして、十分効果を上げ得なかつた点は、私はなきにしもあらずと思ひます。しかし、お話をしよう。政府といたしまして、できるだけの援助といひますか、指導はしていき考えでおるのであります。しかし、これは労働者におきまして、また、ことに使用者におきまして、経営の合理化——経営の合理化ということ、賃下げ、首切りというものは、無理解なやり方だと思ひます。そういうことのないようにしていくことが合理化である、私は考えるのであります。そのための政府としての適當の措置は、今後やつていきたいと思ひます。

○勝間田委員 賃下げや首切りが合理化ではない、今後行政的措置をとつていく、こういうお話がありました。この点はぜひ明確にして今後行政措置をとつてもらいたい。ついでには通産大臣は、今の総理大臣の見解に基づいて、この経営合理化に処していかれと私は思ふが、今日の首切り、賃下げの風潮をいかにして防がれるか、決意を承りたい。

○佐藤國務大臣 いわゆる首切り、賃下げという言葉の解釈にもいろいろあるんじゃないかと思ひます。最近八千円下げたとか、五千円下げたとか、こういう事態が起きています。ところが、その山の平均賃金はどうかという、石炭産業全体から見れば平均以上だ、こういうことを考えてみますと、今の賃金体系は、各山でずいぶん変わつておると思ひます。先ほど最低賃金のお話が出ておりましたが、最低賃金が

できて新しい賃金体系が生まれる、私はいくつか建設的な意味においてよく賛成であります。山自身に非常な不均衡が賃金体系にあることは、必ずしもこれは安定産業とは言ひ得ない、ここに一つの議論がある。もう一つは、首切りと簡単に言われませんが、これは、山のうちにすでに寿命のきた山がある。石炭だつて四十年も五十年も掘れば、これは当然限度へきます。そういう意味の閉山もありません。だから、おそろく経営者も、積極的に好んで賃下げをやるわけでもないだろう、また、好んで首切りなどするわけでもない。それこそ、ただいま総理が言われた通り、いわゆる賃下げ、首切りというものが経営者の當然の施策として採用されていかぬことは、私もよくわかります。ただいま申し上げますように、あるいは山の寿命がきて閉山せざるを得ない、あるいは、合理化をいろいろ政府の指示のもとに進めてみるも、採算制の点においてどうしても引き合えない、政府の買い上げに応ぜざるを得ない、こういうような山があるわけでありまして。そういう場合の整理というものはやむを得ない、また、大きな山において整理が行なわれる場合は、やはり新炭田の開発——未開発の地域がずいぶんあります。今調査をしている有望な山が八地区あります。そのうちでも特に有望だと指摘されておるのが三つもある、こういうのが積極的に開発される。そうして、山に入りました労働者が山を愛しておるその気持に配慮するように、そういうところへ吸収し得るように、積極的に炭山開発の計画を進めていくべきだ、かように私は考えます。だから、言葉だけでは

ちよつと議論にならない、実態を十分お互いに話し合いをし、納得のいくような方法で話をつけたい、かように考えます。

○勝間田委員 私は、総理大臣の弁答をむしろ信頼いたすのであります。そこで私は、経営者の心がまえ、それを行政的に指導されていくという態度について、ぜひこれを実行してもらいたいというのを再度お願いをいたしておきますが、経営の態度という問題と同時に、私はここに政府の責任があると思うのです。この意味において、現在の通産省を中心とする石炭政策について私は非常に遺憾に思う。時間が限られておりますから、若干詰めてお伺いいたしますけれども、千二百円のコスト・ダウンというものは、われわれが今日見て、すでに諸物価が上がりました、坑木が上がります、火薬が上がります、そうした事態の中で破綻も来たりしておる。少なくとも、それを実行しようとするれば、その部分がどこにしろが寄っていくかということも、われわれは懸念される。今日まで、流通機構という面を見て、何ら流通機構に手を付けられておらない。今度政府はどういうことを考えておられるかわかりませんけれども、流通機構というものは手をつけられない限り、千二百円のコスト・ダウンはだれにしろが寄っていくかということ、これも明らかだ。また、先ほど来お話の通りに、積極的な近代化を行なっていない、深部開発をやらない、あるいは休眠鉱区の積極的な開発もやらない。その場限りの資本投下をやっておる。資本金、経営者として、コスト・ダウンに対する真剣な取り組み方とは言えないと私は思

う。千二百円それ自身が根本的にどうなつておると同時に、やり方が一面的にしわが寄せられ過ぎている。ここに、今日の労働者が苦しまねばならぬ非常に深刻な、根本的な原因があると思う。政府の施策が完全に行なわれさえすれば、労働者の雇用は安定は必ず確保できるはずだ、この点を私は確信するのであります。この意味において、この際、現在の合理化政策というものをも根本的に再検討する必要がある、そうして労働者の負担を軽減する必要がありますが、総理大臣はどう考えていらっしゃいますか。

○池田国務大臣 大休今お話のような考え方で、三十二年の合理化対策はとつたのであります。閉山しなければ立っていかぬようなものにつきました。閉山する、又、縦坑におきまして合理化をして、五、三千三百万トン、五千万トンを確認しようという、個々の山につきまして合理化対策をとつたのであります。しかるところ、その後の事情もございまして、今までの措置で十分でない、だから方向転換ということに、今の合理化政策をもっと合理的に、もっと力を入れてやっています、こういう考えで通産省は進んでいっていると思ひます。だから、私は、今後新炭田の開発または縦坑の増設等々いろいろの措置を、通産省で今考えておると思ひるのであります。

○勝間田委員 方針は間違いでなかった、こう言われませんが、それならば一つ明確にお尋ねをしたいのであります。労働者に合理化のしわが一切寄らないように、流通、生産体制あるいは

坑区の整理統合あるいはその他の措置、こういうものを重点的にこなす、そして労働者の犠牲をなくして、こういう方針でこれから実行していくと考えるとよろしいか。

○池田国務大臣 どこにしろが寄るといふ問題でなしに、お互いにしわの寄らないようにやっていくというのがほんとうだと思ひます。あのときにおきまして、賃金の上昇は三・五％くらいを見込んでおつたでしょう。そして、一人当たりは二十六・五％程度だつたと思ひますが、それが今どの程度に上つておるのか、詳しくは存じませんが、大体そういう方向でいっておる。ただ問題の三・五％の賃上げで他の条件、たとえば坑木とか、いろいろの資材等の値上がりもございまして、千二百円につきましてはなかなか困難の点もございまして、しかしそれに対しての対策は、今後どうしようかと、労働者にしわが寄らないということに、資本金にも労働者にもどこにもしわが寄っていかぬようにやっています、こういうのが、今後の施策だと思ひます。

○勝間田委員 池田総理の見解は、いかにも八方美人的な御答弁のように聞かれますけれども、今日までには確かに、労働者にしわが寄りました。六万人も首を切られました。そうして、多くの犠牲が労働者に寄せられた。これを防ぐ方法というものをこの際積極的に立てなければならぬというの、私は現実的課題だと思ひます。その現実的課題というものが、私の聞きたいと

ころなんです。通産大臣、どうですか。

○佐藤国務大臣 たいまいいろいろ御意見が出ておりましたが、流通過程における負担軽減、こういう点を指摘されたのであります。たいまい総理からお答えいたしましたように、諸物価が上がつた、あるいは賃金も高騰した。一番、目について大きく上がったというものは運賃負担、海上運賃だと思ひます。たいまい石炭関係関係会議で取り上げまして、緊急に処置しようといつて取り組んでおるものが三つございまして、その一つは、おそらくお話しが出たと思ひます緊急就労の問題、中小炭鉱を中心にしての金融の問題、第三がたいまいの流通過程においての問題、これには、いろいろの組織を工夫する方法はないか、あるいは鋸柄の整理をする工夫はないか、いろいろございまして、共通的なものとして、揚げ地あるいは積出港の荷役設備を整備する、これなども確かに一つの方法でございます。今具体的に上つておる方法が、海上運賃や陸上運賃等の適切な方法はないかということ、これは外国でとつておる例などもございまして、そういう意味の解決案と取り組んでおるのが現状でございます。

たいまいのお話のついでに申させていたしたいと思います、この運賃につきましては、前内閣時代にすでに閣議決定の問題がございまして、まず第一に、その閣議決定を忠実に実施する、その具体的方法を関係各省でたまたま相談中でございます。しかし、これは三十八年度になれば、その際また問題が起るでございましょう。ただ

時期を延ばしておるといふ問題でございまして、さらに進んで基本対策が考えられれば非常にしあわせだと思ひます。たいまい第一に取り組みたいのは、前内閣当時の閣議決定の線でございます。

○勝間田委員 次に、五千五百万トンの問題について、私は一つお尋ねいたしたいと思います。総理大臣、私はこういう一つの疑問を持っておる。すなわち労働者が能率を上げれば上げるほど、二六・二から二八・幾つというふうになり、上げれば上げるほど、五千五百万トンの生産はコンスタントであるというならば、自分で自分の首を切るといふ形になる。すなわち労働者は、働けば働くほど首を切られる。これは合理化計画にちゃんと出ておる。そういう過程の中から、一体どうして労働者に、一生懸命働くという労働意欲が出てきましよう。ここに、現在の五千五百万トンという問題についての根本的な検討が必要だと私は思ひます。総理大臣には釈迦に説法も存じませんが、日本ぐらゐ、エネルギー内における重油の比率の高い国はない。あなたの所得倍増計画からいまして、あなたのおそらく石油類は五〇％でしよう。現在の総エネルギーの中における石炭の地位というものは三一・九、約三二・〇。ところが御案内の通りに、イギリスは八〇％をこえておられます。これは五八年のときの統計であります。フランスが六三・〇、西ドイツが八三・〇。それぞれ保護政策をやつておること、私は、私も今回外遊してよくわかつた日本ほど重油重点主義の国はない。輸入依存主義の国はない。こういうことを考えてくると、労働者が、現在の石炭

比率の三二%を維持してもらいたい、そうするならば、エネルギーの需要増大に伴って出炭も多くなるだろう、それは最小限度の要求であると考ええるのは、私は実は当然だと思ふ。従つて、五千五百万トンが政府の最終的な目標であつて、これのために合理化が行なわれるのだという考え方でいくならば、私は労働者は働かないと思ふ。こうした矛盾した政策をとつておつて労働者に生産性の向上を要求することは、私は間違ひだと思ふ。この問題は保守党の中にも、国内資源の問題としても考へていけ、単なる重油とのメリット・システムで考へるな、いろいろな問題と相合わさつて総合エネルギー政策になると私は思ふけれども、現在の五千五百万トンが最終的なものではなくて、現在の石炭の三二%程度のもは今後の石炭の地位として確保していきたい、こういう点を明らかにすることが私は必要だと思ふ。その考へ方があるかどうかを総理大臣にお尋ねしたい。

○池田国務大臣 各国の状況はもちろん参考になりますけれども、日本の炭層その他炭田に対する調査もやり、そしてまた、重油の使用が、ほかの国よりもどちらかといへば、割に日本は条件がいいということもいわれておるのであります、一律には参りませんが、今お話の五千五百万トンに将来ともくぎづけというわけではないと思ひます。私の二年前の計算では、一応各山につきまして合理化をやり、そして立つていけないものは一応の閉山計画をやつた、あの当時は四千八百万トンくらいじゃなかつたかと思ひます。そこで、三十八年におきましては五千三

百万トンないし五千五百万トンが適当である、それを見通して二年前に計画を立てたのでございませう。その後の経過を見ますと、最近の状況では五千五百万トンにはまだいっていないと思ひます。それは炭質の違ひのもの入れれば別でありますけれども。日本の国際収支その他から申しまして、国内資源の開発ということは一に考へなければならぬ。何も、今後永久に五千五百万トン以上は掘らないのだということとは、だれもきめていない。一応この前の合理化対策のときには、三十八年その程度で計画を立てていこう、こういうのであります。今後におきまして新鉱開発その他積極的な策を講ずれば、六千万トンになつても、六千五百万トンになつても一ずつと以前には、七千五百万トンという計画も出したのであります。だから、炭鉱の現状を見ながら考へていかなければならぬ。重油の競争関係、そして国内資源の開発、雇用の問題等々から、この問題は彈力的に考へなければならぬ問題だと思ひます。

○有田委員長 勝間田君、総理は、約束の時間が済みましたので、通産大臣と労働大臣は残つておられますけれども、あと一問だけ一つ……
○勝間田委員 今、彈力性ある態度をとつていくという考へ方でありませうから、これ以上のごときはまた後の機会に譲りたいと思ひます。
総理のいられるときに御質問申し上げたいと思ふのは、ここで、緊急の措置については、緊急の財政的措置なり必要な措置を講ずる意思のあることが明らかにされました。しかし同時に、

ギ一政策なり、いろいろの面における基本的な政策というものは、今国会と次期国会を通じて重要な課題になると私は思ふ。特にこの国会はやがて数日で終わるわけでありませうから、問題は次の通常国会に必ず重要な課題として残つてくると思ふ。そういう意味合いにおいて、あなたが言われたように、さいの川原に石を積みよるものにならぬ、想を新たにしたい切つた政策が基本的に立てられるべきだと思ふ。また、この特別委員会の任務はそこにあると私は思ふ。従つて、国会における特別委員会の努力、政府の努力が重なつて、ここで石炭労働者に対する完全な雇用なり生活安定の基礎もつけられるし、石炭産業そのものの基本的な政策も立てられる、私は今日こういう確信を持つのであります。来たるべき通常国会に、石炭に対する基本的な、思い切つた取り組みに必要な法制措置、財政措置をとられると思ふが、総理大臣の見解を承りたい。

○池田国務大臣 そういふ方向でせうか、関係関係に御努力願つておるのであります。今言われました、さいの川原のようなことでは、いかぬということは、そういう手紙が来ていふこととをあなたに申し上げたのであつて、私が言つたわけではない。こういう手紙がきておられますよ、われわれはこれを参考にしなければならぬ、こういうので、もちろん基本的な考へ方は、根本的対策を講じていくのだ、こういう方針をもつて進んでおるのでございませう。
○勝間田委員 これで終了いたしました。
○有田委員長 他に質疑の通告もあり

ませんので、両案についての質疑は終局したものと認めます。
○有田委員長 それでは、順次討論、採決を行ないます。
まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案についての議事を進めます。
○中村(重)委員 私は、ただいま議題となつてゐる石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に對しまして、反対の討論を行なわんとするものであります。
この改正案は、一年前の情勢の中において立案されたのでありますが、今日の情勢の中におきましては、大きく變化いたしましたと思ひます。まず第一に、貿易為替の自由化が行なわれております。第二は、経済の危機が招來いたしております。御承知の通りに、国際収支は非常に悪化したしております。池田内閣の経済成長政策は、この失敗を調整をしなければならぬという段階に立ち至つておるのであります。第三には、欧州エネルギー調査団の報告によりまして、ヨーロッパ諸国の石炭政策というものによつて、わが国の石炭政策の転換が必要であるというところが、今日提起されておるのであります。経済合理主義者といわれておりますところの土屋、稲葉両調査員にいたしまして、日本の石炭政策というものは、合理主義のみをもつて推進しておるといふ今日の状態から脱却していかなければならぬという意味の報告がなされておりますこと、これまた御承

知の通りであります。第四には、石炭政策を換転をしなければならぬ、石炭鉱業というものを安定させなければならぬという世論が非常に高まつてきておるといふことであります。
このような情勢を考へてみますと、ただいま議題となつておりますところの合理化法の一部改正をするというこの法律案は、その内容に、現在の合理化を強く推し進めるために、保証基金を設定して、石炭合理化事業団が銀行に保証するといふ、その保証業務を新たに設けようとするのでありまして、このことは、現在行なわれておる首切り合理化というものをさらに強めていこうという、その考へ方に基つておるといふことを指摘しなければならぬのであります。従ひまして、私も、今日までいろいろと論議されて参りました過程から考へてみましても、このような首切り政策といふもの、このような首切り合理化を推進していくというような法律案といふものは、これは時代逆行であり、情勢が大きく變化いたしました今日の状態には適合しないといふことを、強く指摘したいと思ふのであります。池田総理は、先ほど勝間田委員の質問に對しまして、さいの川原の石積みの首切り合理化の政策はやらないと言つたといふ指摘に對しまして、そうした手紙が自分に來たのだといふことを言つたにすぎないといふことでございませうから、そうした考へ方というものを肯定するといふ意味の言明がありましたこと、これまた御承知の通りであります。さらに、佐藤通産大臣は、昨日の委員会の答弁の中において、石炭産業を、経営者も労働者も誇りを持って、

安心して働ける職場にするという、きわめてきつぱりした力強い意思の表明がなされたのであります。このようなことを取り上げてみますとき、残る問題は、これらの言明、これらの意思表明をすみやかに実行するということ、これのみが残されておると思うのであります。

石炭産業安定の方策というものは、私は幾つもないと考えております。その方法といたしましては、炭労の石炭政策転換要求の中において、あるいはまた各界各層において、石炭政策を転換してもらいたい、石炭産業の安定をしなければならぬといったような多くの意見が開陳されておる。さらには、連日非常に真剣に質疑をかわされて参りました本委員会の意見の中に、質疑の中に、あるいは答弁の中に、その方向というものは明らかにされておると私は考えるのであります。端的に私は申し上げたい。炭鉱には、今や大きな火災が発生しておる。多数のけが人と中毒患者が出ておるということでありま。この火災は、このけが人は、この中毒患者は、小さな消火器では今や消しとめることはできません。張りつけ薬的な治療では、全治せしめることは不可能であります。徹底した消火作業を行わなければならぬ、徹底した治療以外には救済する道はないと考えております。今や石炭産業を救う道は、抜本的な政策以外にはございせん。首切りと賃下げをなくすること以外には、安定した職場というものはなく、従って、安定した職場がない以上は、石炭産業の安定というものはとうてい考えられない、期待できないと確信をいたすのであります。

本改正案に不安を感じることとしたしましては、通産大臣は、五千五百万トンの需要の保障は、昨日の委員会答弁におきましても明らかにいたされました。さらには、千二百円のコスト・ダウンに対して政府が責任を負うところの四百円については、これは責任を持つための施策を講じていくというところを、これまた言明されました。しかし業者の責任であるいわゆる八百円、このコスト・ダウンに対しては、業者が合理化を、コスト・ダウンをするための施策を期待するというところを、数日間の答弁の中において、これはまた明らかにされたのであります。私はこのことを考えてみますときに、今日いろいろ論議されましたように、指摘されましたように、この計画を立案をいたした当時、今日の情勢は、大きく変化をいたしてあります。

先日の炭鉱経営者関係のそれぞれの参考人の意見の開陳の中にも、この千二百円のコスト・ダウンに対しては自信がない、これは不可能であるという意見の開陳がございました。そうなる参りますと、あくまで千二百円は計画の通りこれを実行するのだ、こういうことを通産大臣は言明をされておるのでございますが、それならば、どういふような方法があるのか、法的措置も任を持っていく、いろいろの施策もしようと言いますけれども、業者にこれが期待されるということであるならば、業者はここに追い込まれた結果、石炭鉱業そのものを放棄するか、さもなくば、労働者に対する首切り、今日まで行なつて参りましたそうした非合

理な政策を強行していくということ以外にはない。このことに対しておきましても、大きな不安を持っておりま。連日行なわれました質疑の中におきましても、この点はつきり政府当局の考え方というものが表明されていな。いということでありま。いろいろの職者対策であるとか、あるいはもろもろの政策においては前向き姿勢が出ま。れましたことは、これは事実でありま。す。その点は率直に認めたいと思いま。す。しかし、そうした根本的なことに對しましての政府のはつきりした意思の表明がないということでありま。

このようなことを考えてみますとき、私も、私どもはまず、石炭政策の安定の方策というものは、先ほど来勝岡委員の質疑の中にも展開されましたように、要は石炭政策を根本的に、抜本的にこれを改めるといふことでありま。す。すなわち流通機構といふものを一元化していく、整備する、鉱区の整理統合をやる、休眠鉱区の閉塞を行なつていく、これらの方策を講ぜずしては、とうてい私は不可能であると思いま。す。さらに、そうした根本的な政策の前には政府がすみやかに実行しなければならぬことは、いわゆる鉱業法を改正するということでありま。す。現在の鉱業法は法体系をいたしましては、それはしつぱりなものでございまして、う。しかし、今日地すべりをいたしてお。ります。先願権といふものがそのま。ま認められていくということ、あるいは租鉱権であるとか、あるいは第二会社であるとか、そうした賃下げを目的としてこの法律が悪用されておるとい。うこと、実情に即さないということ。このような法律を改正するということ

整理の問題が、まことに遺憾でござい。ますが、生じて参るのであります。こ。れは石炭産業の近代化を進めまして、その長期安定をはかるための万やむを得ない過渡的な現象であると考えざるを得ないのであります。そこで、現下の石炭産業の災情を見ますと、特に最近の金融引き締めのもとにおきましては、この長期運搬資金の確保はどう。てい望み得ない実情にあるのでござい。ます。このために政府といたしましては、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正し、石炭鉱業合理化事業団に三。億円の出資を行ない、これを基金とし。て、市中銀行融資の際に、五割の保証。を行なわんとするものでござい。まして、現下の情勢のもとにおきましては、当を得たものと考え次第でござ。います。この法律によりまして整理、合理化を行なわんとするものではござ。いませんで、万やむを得ずして行な。われた整理に対し、その後措置に遺憾。なきを期せんとするものが、この改正。案の趣旨であることは、あらためて申。し上げるまでもございませんで。

以上のお見地に立ちまして、今回の措。置は私ども了承をいたすものでありま。すが、なお今後の問題としては、最近。の石炭鉱業の置かれております苦況に。もかんがみまして、石炭鉱業合理化事。業団みずからが原資を保有して貸し出。しを行なうとともに、市中銀行のこれ。に対する協調融資につきましては、こ。の五割の保証限度をさらに引き上げ。る、少なくとも八割程度にすることが。望ましいのではなからうかと思いま。す。その程度の政府保証を行なうこと。が必要であるのではなからうかと考え。る次第でございませんで。

○有田委員 始開伊平君。
○始開委員 私は自由民主党を代表い。たしまして、ただいま議題となつてお。ります石炭鉱業合理化臨時措置法の一。部を改正する法律案につきまして、き。わめて簡単に賛成の討論を行なわんと。するものであります。

本法の趣旨、内容を検討いたします。るに、石炭鉱業が設備の近代化を行な。う場合に、必然的に過剰となる人員の

は、私は当面の急務であると考えてお。ります。さらに、豊州炭鉱の水没事故につ。きまして、あのとうとう犠牲者の遺。休は、今日引き上げをすずに放棄する。という結果になりました。相次ぐ事故。発生によって、多くの石炭労働者が犠。牲を受けております。遺族の方は非常。な苦しい状態に追い込まれておる。こ。のような人にあたかき援護の手を差。し伸べていくということ、労災法の。改正が、これまた目下の急務であると。考えております。私が政府に望むこと。は、もっと積極的にこれらの法律の。改正をやつてもらわなければならぬと。いうことであります。こうしたことを。考えてみますとき、ただいま議題と。なつておりますところの、この合理化。法の一部改正法案というものは、これ。は全く、今日までいろいろ論議され。て参りました前向き姿勢といふもの。を後退せしめるものである、せつかく。前進しようといふことに対して水をさ。す法律案であると考えるのであります。

以上申し上げましたいろいろの観点か。らいたしまして、この改正法律案に對。しましては、私どもは絶対的に反対の。意思を表明いたしました、討論を終。わりたいと思ひます。(拍手)

これらの点につきましては、今後におきまして政府がさらに検討を進められることを希望いたしました。簡単ながら、賛成の討論を終る次第でございます。(拍手)

○有田委員長 伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 私は民主社会党を代表いたしました。ただいま議題になっております石炭鉱業合理化臨時措置の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

しばしば意見を發表してあります。うに、戦後日本の炭鉱に炭鉱労働者の多かつた当時は、約五十万近くおつた。それが現在では二十二万ということになっております。この二十六、七万の炭鉱労働者はそれぞれ失業者になりまして、その半数近くは政府の合理化、近代化の至上命令によって、いわばこれは失業してしまつておる。ところがこの二十六、七万の失業者のうち、政府みずからの責任において再就職あつせんをしたものは、一割はございません。さらに今後合理化をやるといふことになれば、一その失業者が出てくるわけでありませぬ。政府は、これらに対する具体的な対策を持つておられません。現在、この離職者のために再教育、再訓練所があります。けれどもこれは、ここでその訓練を受ける期間中、わずか一日に二百三十円ですか、しかも、失業保険、生活保護資金をもちつておれば、これを差し引かれます。でありますから再教育、再訓練所に入れば、生活ができません。でありますから、再訓練、再教育所は、その多くが閉店休業という状態であります。さらに、ただいま議題になっておる合理化法を進めていきますと、多く

の失業者が出るのです。これに對して、この再就職に對して、政府は何らの具体的な裏づけをしておらぬのであります。それからまた政府は合理化を至上命令のごとく命令しておるが、これは命令する資格はありません。というのは、政府は一体合理化に金を出してはいますか。今日まで合理化した、非能率炭鉱を買ひつづけた、そのために必要な資金が約八、九十億円使われております。ところが、政府の出しておる金は、昨年たつた四億四出ただけであります。あとはみんな炭鉱経営者が、出炭の中からトントン当たり二十円ずつ出して、みずからこういう非能率炭鉱を買ひ取り、合理化をしておるのであります。ところが政府は命令だけして、これらの合理化に對して何らの責任ある処置をとつておらぬじやありませんか。そして、ただ失業者を出さすだけ。こういうことで一体政府が合理化、近代化を命令する資格がありますか。しかも、このたびの合理化による離職者に對して、大手炭鉱だけで百億の退職資金が要るといつておる。おそれる中小もその三分の一くらいあります。それから、両方合わせれば百三、四十億の合理化に對する退職金が要ると思ふ。合理化をやろうとしても、退職金が借りられないから合理化がやれぬと言つておるじやありませんか。計画があつても、その計画が執行できぬ。合理化をやつて人員の整理を明らかにしておるけれども、退職金がないから、これを退職することができない、こういう状態になっておるじやありませんか。具体的に金融処置として政府はこれを解決しておらぬのであります。一体、政治としてそういうこと

がありますか。あまりにも無責任きまると言わなければならぬ。そういう点から、この合理化法案は執行できなうなつておる。離職者の問題の解決ができない。山の合理化をするのに、退職の資金を政府は融通しない。失業した者に対する再就職の再訓練所、そういうところに対する処置もない。實際問題としてこの法律案を通したところ、これは執行できない。もし執行するとするならば、社会不安が社会問題を引き起こす以外にないということになつておる。こういうものを、今与党の始末君が賛成討論をされたが、賛成討論されること自身が、勉強しておられぬか、もしくは与党議員なるがゆゑに賛成討論をしたか、まことに悲しむべきことだと私は思つておる。国民のための政治、炭鉱労働者のための政治をやらんだから、もつと真剣に取り組んでやつてもらいたい。そういう点から、一つこの合理化法案は、もつと炭鉱労働者のために解決をしてやり得るような法案として、政府は持つてきてもらいたい。池田総理は、心を新たにしたい切つた石炭対策を立ててやりなす、また佐藤通産大臣も、石炭の問題については社会不安とかそういう問題を起さなうようにしてやりなすということをしばしば発言されておるじやありませんか。総理や佐藤通産大臣のおつしやることを忠実に実行されようとするならば、この合理化法案を撤回された方がよろしい。さらに、それを実行されようとするならば、もつとこういう問題の解決のできる裏づけを明確にして提出される方がよろしい。

以上、私はいかなる意味においても、むしろこういう法案を成立させたいとは国の政治に不審を抱かず結果を作るといふ点から反対であることを、明らかに一言申し上げておきます。

○有田委員長 以上で討論は終結いたしました。

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○有田委員長 起立多数。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決せられました。

○有田委員長 次に、産炭地域振興臨時措置法案についての議事を進めます。

討論に入ります。多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 私は、産炭地域振興臨時措置法案について、日本社会党を代表し、賛成の討論をせんとするものであります。

今日、わが国の政治の最大の課題は、雇用の問題であります。雇用の問題は、二つの面があります。一つは質の問題であり、他の一つは量の問題であります。質の問題は、高度成長の今日なお、世帯主が働いていても生活保護法の適用を受けなければならぬほどの低賃金の問題であります。量の問題は、近年、異常な経済成長の伸びよつて、技術革新による雇用構造の変化によつて、若い労働者が不足し、ことに新期中学卒には三倍の求人があります、高卒卒には二倍の求人がありますが、中高年層の就職はきわめて至難であります。また、労働市場における地域的な殺到率、すなわち求職者数と求人数との関係を見ると、昭和三十六年一月、九州

全体として三・五倍、東北三・〇倍、ところが京浜需要地は〇・四五、近畿需要地は同じく〇・四五、東海需要地は〇・二三でありまして、地域的な雇用状態のアンバランスの是正が最も緊要であります。

今日における量の雇用問題は、中高年層の就職問題と部分的、局地的な労働力過剩地域の解消の問題であります。最近、経済企画庁の発表によりますと、失業者が多数発生し、慢性不況地域と考えられておるものは、北からあげますと、夕張地区、函館地区、常磐、横須賀、舞鶴、御坊、呉、宇部小野田、北九州、大宰田荒尾、佐賀、佐世保松浦、鹿児島島の十三地区であります。鹿児島島の未開発地域を除けば、他はみなすでに開発された地域であります。その大部分はかつて軍港として栄え、戦後駐留軍がいて、それが引き揚げた地区、石炭のみに依存していた、いわゆる産炭地域であります。そこには鉄道、電鉄が敷設され、水道があり、病院があり、住宅があり、町はりつぱに形成しておるけれども、悲しい人々の多くが失業者であるといふ地域であります。この地域は、未開発地域とは異なり、古い地図を新しく塗りかえるような再開発でありまして、きわめて困難な作業であり、しかも現実には多数の失業者がいるのでありますから、きわめて緊急を要する問題であります。

西ヨーロッパ並びにアメリカにおいても、第二次世界大戦後の失業問題の最重点是、この局地的失業問題すなわち慢性的労働力過剩地域の対策でありました。英国は一九三〇年代に石炭、造

船、鉄鋼が不況に悩んだとき、単一産業地帯を多角的産業地域に編成するために、一九三四年、特別地域開発及び改善法を制定し、一九三六年に特別地域再建協定法が制定され、さらに第二次世界大戦後、一九四五年の工業配置法、一九四七年の都市農村計画法、一九五〇年には一九三七年法の改正等の一連の立法で再開発が進められ、そして一九四五年から五〇年までに設立された新工場の過半数は、開発指定地域において行なわれておるのであります。炭鉱職者の多い地域には二十年計画で広大なニュー・タウンが建設せられ、ニューキャッスルに近いピーターレーの例では、これらに吸収される炭鉱労働者は、家族の婦人労働者にも職業の機会が与えられ、世帯当たり所得が、失業前の収入より一・五割から三割高の所得水準が保障されているのであります。

フランスにおいては、同国の三分の一の経済力がパリに集中しており、政府は、地方に工業力を持たす関係上、地方分散計画を考え、この産業振換計画の中心を石炭再編成に置き、閉鎖炭鉱の多い中央部、南部の工業造成を積極的に行なっておるのであります。ベルギーにおいても、閉鎖した南部炭田に政府が土地を買い、運河を開いて、アルミ、ビール、医薬品等の産業誘致を進めているのであります。

西ドイツでは、労働力過剰地域を救済地域と指定し、開発の努力をしているのであります。また、アメリカにおいては、慢性的失業地域が非常に問題になり、御存じのように、慢性不況地域再開発法が制定され、ニュー・フロンティア精神を

標榜するケネディ大統領は、この慢性不況地域再開発に対し大幅な財政措置を講ずることを公約しているのであります。私たちがこの慢性不況地域再開発のための立法と財政措置を政府に要求してから、すでに七、八年経過したのであります。私は、産炭地域振興法は、慢性不況地域再開発ともいふべき大きな目標と使命を持って、また、将来慢性石炭不況地域再開発法ともいふべきものに吸収されるものとして、その最初のモデル・ケース的な立法であると理解するものであります。しかも、それには政府案はあまりに内容がお粗末であって、全く長い間渴望していた産炭地域住民に失望を与えるものであります。しかも予算はわずかに三千万円、政府は、一体この程度の法案でこのきわめて困難な再開発ができるかと実際お考えになっておるかどうか。死の谷、飢餓の谷、地獄谷といわれる地域が真に救済されると考えられるおるか。この案は、率直に言うならば、事務当局にまかせて、今まで政治家が無関心であったという証左である。これは政府並びに与党は十分反省をする必要があると思つておるのであります。羊頭を掲げて狗肉を売るといふのは、この法律のごとであります。

低開発地域振興法案にしても、しかも、所得の地域格差の是正を唱え、集中から工場分散計画を行なうおと、き、ひとりわが国のみが古典的自由資本主義に固執し、やがて動脈硬化の経済体制に追いやるおとしております。工場は原料地生産から需要地生産に変わり、大需要地に集まりつ

つある。ことに石油、鉄鉱石、原料炭等の原料を遠く外国から求めることになれば、輸送費はこの地点でも変わります。工場は自然消費地に建設されることになるのであります。ここに、因として工場配置の計画と強力な財政措置が要求されるゆえんがあるののであります。

英国の立法を見てごらん下さい。工業配置法にしても、地方雇用法にして、ともに不況地域に工場を建設しようとする者に対し、工業用地は政府において確保し、無償または減額して貸付または譲渡しておるのであります。しかも、建物の建築まで補助金を出しており、工業用不動産経営公団を作つてその振興をはかっているのであります。

フランスにおいて現在提案されておるのは、産業の再編成について産業振換開発事務局を設け、産業基金を運用し、地域開発に役立つ工場に対して資本参加をするというのであります。すなわち、産業振換開発事務局が出資をして、利子の要らない金を会社に使わせ、会社が国の援助を必要としなくなつたときは、その持ち分の株をその投資会社に売却することにしておるのであります。かような強力な援助がなければ地域開発は困難であります。わが国においても、東北振興のため東北振興株式会社設立され、今日までみずから二十数工場を経営し、十九の会社に投資をしておるのであります。私は、この制度を集中的に行なうならば、非常な成果を期待することができると考えるのであります。また、特定産業育成のためには、政府はしばしばその例をとつておるのであります。

ます。石油資源開発株式会社、電源開発株式会社はもちろん、日本合成ゴム株式会社におきましても、合成ゴムが天然ゴムに対抗するために、量産体制のできるまで政府は出資し、量産体制が確立し、コストが低下し、採算がとれると政府株を放出する方式で運営されておるのであります。ゆえに、産炭地域の振興につきましても、産炭地域振興公団または事業団を設けて、土地の確保、関連施設の整備、また、みずから雇用を拡大する事業を経営し、または各企業に投資し助成する等の措置を講ずる機関を確立しなければ、たとえ地方税の減免、減価償却の特例措置を行なつても、単なる審議会の調査法案に墮し、単なるペーパー・プランに終わることを私は憂慮するものであります。

政府が真に産炭地域の振興をはからんとするならば、可能性は十分あると私は信じ、次のことを提唱いたしました。たとえは、現在最も悲惨な状態にある筑豊炭田における再開発について述べるならば、第一に、筑豊炭田は御承知のように、日本一の製鉄所が近接してあるのであります。その鋼材を利用し、最も雇用吸収度の高い、しかも成長率の高い機械産業の振興を最重点的に行なう。それには、現在直方の鉄工場を炭鉱機械中心から鉄鋼機械、化学機械、輸送機械に転換を行なうならば、できる。第二に、産炭地発電の建設、これはすでに御存じのように、非常に問題になつておるのであります。が、やはり超高压線によつて需要地に供給するという方式がとらるべきでありましよう。さらに、新しい産業を誘致いたしましたしても、その産業に必要な労働者と過剰労働者とが必ずしも合致しないことは、御存じの通りであります。そこで、炭鉱職者を多く吸収するためには、この地域における炭鉱の深部開発が必要であります。その深部開発をするためには、前提条件として鉱区の統合整理が必要であり、かつ、政府の積極的な財政投融資が必要であります。第四には、工場の誘致には工業用水が必要であります。現在、筑豊川の上流においては二十五億トン、下流においては三十七億トンの水量が、わずか一割しか利用されていないのであつて、水資源の総合的な施策が行なわれるならば、これもまた工業用水の確保ができると思つておられます。かくすることによつて初めて新しい町作りができ、失業地帯の解消ができるのであつて、アメリカの TVA のとき熱意と構想をもつて行つべきであると思つておられます。

今日、各党においても、石炭対策確立のためにおのおの機関が設けられ、本院においても石炭対策特別委員会が設置され政府においても石炭関係閣僚会議が設けられ、しかも、先般、通産大臣、労働大臣、大蔵大臣の三大臣が現地に派遣せられ、自治大臣も近く就任に行かれることになっておりますが、政府も与野党も、国民の要望にこたへるために、今真剣に炭鉱労働者の雇用安定、総合エネルギー対策の確立、産炭地域の振興に取り組んでおるのであります。私は、この対策が樹立されるならば、産炭地域振興法案も、次期通常国会においては、想を新たにした画期的な法案に改正されることを望んでやまない次第であります。本法案が将来真に実を結ぶ法案に成長

九

午後零時二十三分散会



〔参照〕
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)に関する報告書
産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出第三〇号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

いたしますよう祈念をし、本法案に対して賛成の討論を行なうものであります。(拍手)
○有田委員長 以上で討論は終結いたしました。

採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○有田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決せられました。

○有田委員長 お諮りいたします。ただいま議決いたしました産炭地域振興臨時措置法案に対しまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の御賛同を得て、次のごとく附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします。

産炭地域振興臨時措置法案に対する附帯決議
政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき強力な措置を講ずべきである。

- 一、産炭地域振興実施計画を促進するために必要な土地の確保、産業関連施設の整備並びに産炭地域内における雇用の増大に資する諸事業の経営及びこれらに対する投資その他の助成等の事業を行なうことを目的とした産炭地域振興事業団を早急に設立すること。
- 二、石炭需要の安定のため、産炭地において火力発電所の設置を更に強力に進めること。
- 三、産炭地域内の地方公共団体に対しては、財政上の特別措置を講ず

ること。
四、産炭地域の振興に要する調査費については、これを増額するため、速かに予算上の措置を講ずること。

以上であります。本決議の内容等に関する事項は、委員諸君はよく御承知のことと存じますので、直ちに採決いたします。
以上の附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○有田委員長 御異議なしと認めます。

よって、さように決定いたしました。通産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。通産大臣。

○佐藤國務大臣 ただいま当委員会で決議されました附帯決議、この内容は、私どもも心からあり方に同感しておる次第でございます。もちろん、御趣旨を尊重してこれの実現に努力することは当然でございます。この政府の決意の一端を表明いたしておきます。

○有田委員長 お諮りいたします。本日議決いたしました二法案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○有田委員長 御異議なしと認め、さように決しました。
次回は公報をもって御通知することとし、本日はこれにて散会いたします。